

議案第 57 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</p> <p><u>(1) 被保険者の資格の管理に関する事務</u></p> <p><u>(2) 医療給付に関する事務</u></p> <p><u>(3) 保険料の賦課に関する事務</u></p> <p><u>(4) 保健事業に関する事務</u></p> <p><u>(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u></p> <p>第5条～第16条 略 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第2</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>第18条 略</p> <p><u>別表第1 (第4条関係)</u></p> <p><u>(1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</u></p> <p><u>(2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u></p> <p><u>(3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u></p>	<p>第1条～第3条 略 (広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</p> <p>第5条～第16条 略 (広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表</u>の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>第18条 略</p>	

現 行	改 正 案	備 考
<p>(4) <u>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u></p> <p>(5) <u>保険料に関する申請の受付</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p>別表第2（第17条関係） 略</p>	<p>別表（第17条関係） 略</p>	